

○長浜市連合自治会自治会長名簿取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自治会長の同意を得て実施する第三者への個人情報提供依頼に係る事務対応（以下「自治会長照会事務」という。）に当たって、法令等に基づき厳正かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(個人情報の取扱について)

第3条 長浜市連合自治会は、自治会の運営の支援として自治会長照会事務を行うために、法に基づき長浜市から自治会長名簿の提供を受けるものとし、次条に規定する自治会長照会事務以外の業務には用いないこととする。

(自治会長照会事務)

第4条 事業者等から自治会長の連絡先等の提供依頼があった際には、その利用目的を確認した上で、長浜市が自治会長の同意を得た個人情報提供の運用の範囲内にあるものに限って情報提供を行うこととし、その際には、次に掲げる事項を条件として相手先に付すものとする。

- (1) 個人情報の秘密の保持及び漏えい等の防止
- (2) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止
- (3) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (4) 使用後の個人情報の廃棄
- (5) 事故発生時における報告義務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な事項

2 前項の規定による情報提供を行う者は、その経過及び内容を別に記録しておかなければならないものとする。

3 長浜市連合自治会が対応する自治会長照会事務については簡易な照会（概ね5件程度まで）に限るものとし、特定の名簿作成やデータでの提供などは行わないものとする。

(適正管理)

第5条 長浜市から提供を受けた自治会長名簿については、年度ごとに適正に管理することとし、前年度の自治会長名簿については、毎年6月30日までに廃棄するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。